

## 一般社団法人日本顎関節学会 認定医制度施行細則（新認定医制度）

平成 25 年 7 月 20 日施行

平成 27 年 7 月 3 日改訂

第 1 条 一般社団法人日本顎関節学会認定医制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外についてはその細則に基づき運営する。

第 2 条 規則第 7 条に基づく認定医申請に必要な研修内容については認定医資格申請および更新の研修単位基準の別表 1 の研修単位で表す。認定に必要な研修単位は以下のとおりとする。

- 1) 本学会学術大会への出席は 30 単位以上を必要とする。
- 2) 本学会主催の学術講演会（単独開催のもの）への出席は 10 単位以上を必要とする。
- 3) 顎関節症の診療実績 20 例以上を一覧表として報告する。
- 4) 顎関節症の診査・診断について 30 単位以上修め、担当症例報告書を提出する。ただし、顎関節症における咀嚼筋痛障害、関節円板障害はそれぞれ 6 単位以上を含むものとする。
- 5) 顎関節症の診断・治療において 60 単位以上を修め、担当症例報告書を提出する。

(1) 保存的あるいは外科的治療

A. 治療を終了した症例 6 単位以上

B. 治療を終了しさらに 3 カ月以上の経過観察を行った症例 20 単位以上

(2) 顎関節症の画像診断

断層、造影、CT、MRI などを行った場合 10 単位以上

第 3 条 申請者は書類審査および筆記試験合格後 3 年以内に、治療終了後 6 カ月以上経過観察した 1 症例を一般社団法人日本顎関節学会総会・学術大会期間中においてポスタープレゼンテーションを行い、新認定医制度委員会委員および試験委員から試問をうけることとする。なお、筆記試験で条件付き合格と判定された者は、所定回数の本学会主催の学術講演会（単独開催のもの）受講証明書を添付の上、再度書類審査を行うこととする。

第 4 条 規則第 10 条の規定に基づく認定医更新に必要な研修内容については認定医資格申請および更新の研修単位基準の別表 1 の研修単位で表す。更新に必要な研修単位は以下のとおりとする。

- 1) 学会参加・発表；更新前の 5 年間で、本学会又はその他の学会が開催する学術大会へ参加あるいは発表（口頭発表、誌上発表を問わない）し、50 単位以上を修めなければならない。
- 2) 研修会参加；更新前の 5 年間で、認定医資格申請および更新の研修単位基準の別表 1 に定める“生涯研修会「本学会主催の学術講演会（単独開催のもの）」”に参加し 20 単位以上を修めなければならない。なお、認定研修機関に所属しない場合は本学会主催の学術講演会（専門医制度研修カリキュラムに則った）を 4 回以上受講すること

第5条 規則第8条, 第10条に定める手数料は, 次のとおりとする.

- 1) 認定医申請料 10,000 円
- 2) 認定医登録料 30,000 円
- 3) 認定医更新料 10,000 円

第6条 この細則の改廃は, 理事会の議を経て決定する.

付記

1. この細則は平成25年7月20日をもって施行する.

## 別表1 新認定医資格申請および更新の研修単位基準

### 1 学会参加・発表

#### 1) 学会参加【学会参加証を必要とする】

本学会学術大会（総会）	10単位/1回
国際学会学術大会	10単位/1回
その他学会学術大会（総会・地方会）	5単位/1回

#### 2) 学会発表

演者	10単位/1回
共同演者	5単位/1回

### 2 生涯研修会【修了証を必要とする】

本学会主催の学術講演会（単独開催のもの）	5単位/1回
その他認定審議会が認めた本学会学術大会時の講演	5単位/1回

### 3 論文

#### 本邦学会雑誌論文（和文）

筆頭著者	10単位/1編
共同著者	5単位/1編

#### 国際学会雑誌論文（英文）

筆頭著者	15単位/1編
共同著者	5単位/1編
総説，著書	
筆頭著者	10単位/1編

### 4 診療

#### 1) 診察・検査

診察・検査した症例	2単位/1例
顎口腔機能検査	2単位/1例
顎関節症の画像診断	
断層，造影，CT，MRI などを行った場合	4単位/1例

#### 2) 診断・治療

治療を終了した症例	2単位/1例
治療を終了しさらに3カ月以上の経過観察を行った症例	10単位/1例
加算点数（更新の際に適用する）	
顎口腔機能検査	4単位/1例
顎関節症の画像診断	
断層，造影，CT，MRI などを行った場合	8単位/1例

註1． その他認定審議会が認めた本学会学術大会時の講演には，指導医講習会および学術大会における教育・学術講演，セミナー，認定医ポスタープレゼンテーション等が含まれる。

註2． 顎関節症についての発表には，演題発表，講演発表，シンポジストおよびシンポジウム司会等が含まれる。

註3． 論文は査読制度を有する学会雑誌に掲載された原著，報告等とする。